

東亜大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東亜大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東亜大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的、教育目的を学則等に明確に定めるとともに、その意味・内容を三つの教育理念、六つの大学の個性・特色として社会に明示している。学部・学科の統合、改組を積極的に進め、厳しい入学状況への対応を行っている。

使命・目的、教育目的は学内外に周知されるとともに、平成 22(2010)年からの長期目標、長期計画、それを実現するための平成 28(2016)年からの第 2 期中期計画に具体化され、さまざまな課題の改善に努力している。また、大学、学部、学科、大学院それぞれの三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも具体化され反映されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者の選抜は公正かつ妥当な方法で実施されている。学生の受入れは過去 5 年間、一部の学科を除いて定員を充足できない状況が続いている。定員充足率の改善のため教職員をあげて広報活動などに積極的に取り組んでいるが、今後、更に継続的な努力に期待したい。

さまざまな教授方法の工夫・開発がなされ、それを進めるための組織として授業向上委員会を設置し、教学部委員会と連携して FD(Faculty Development)活動も進めている。

全学生への面談を年間複数回実施し、学生面接カードで情報共有するなど、きめ細かな教育が行われている。中途退学者対策は担任制度による個人面談を頻回に行い、保護者との連携を図って退学者を減らすための方策を講じているが、更なる努力が求められる。就職支援は就職部委員会、キャリアセンター及び担任教員が三位一体となって遂行している。

大学には設置基準上の必要数を上回る教員が在職している。教員の高齢化が進んでいるが、現在、退職年齢を超えた専任教員数の削減策が進められている。

大学の施設・設備については、適切な学修環境が整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき「学校法人東亜大学学園理事会運営要領」を定めるなど経営の規律と誠実性を維持している。使命・目的の実現に向け第 2 期中期目標及び計画を立て理事会で決定し、事業計画、予算編成、部局ごとの計画に具体化している。計画を更に強力に推進し、改革の成果に基づく評価向上や財政改善を期待したい。

学則で学長の職務や権限、責任を明確に定め、全学的な重要問題を審議する機関として教職員の主要役職者で構成される審議会を置いている。学長の適切なリーダーシップを発揮するため企画運営室、企画運営室会議を置き、全学的な改革推進を図っている。事務組

織も理事長が週1回の朝礼に参加して経営方針を伝達し目標を持って業務を遂行している。

財務の状況は、定員未充足が続く債務等の金額も大きい。安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けて、学生確保を中心に全学で「経営改善計画」に沿った改善の努力を引続き進められたい。監事は適切に監査を実施している。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価委員会、自己点検・評価実施委員会が設置され、自己点検・評価の実施、評価方法の提案や報告書の取りまとめなどを行っている。

毎年度、部局ごとに方針に基づく詳しい自己点検・評価を実施し、その報告書は印刷されて全教職員に配付、共有されるとともに、ホームページで公表されている。評価結果は、自己点検・評価委員会で報告され、全学にとって重要な課題は企画運営室会議で検討し、必要な改善が行われる仕組みになっている。このように自己点検・評価と活用のPDCAサイクルは確立されている。

総じて、使命・目的を達成するために、長期目標・長期計画、これを実現するための第2期中期計画を策定し、全学をあげてその実現に努力している。しかしながら、地方立地という環境もあり定員未充足が続いており、更なる教育の充実、就職率や退学率の改善を進め、「経営改善計画」の確実な遂行による財政の安定化を、強い決意で推進されることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域連携と地域社会への貢献」「基準B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、学則第1条において、人間教育と高度の専門職業技術教育とその研究とを実施すること、独創的な頭脳・奉仕の精神・健全な身体を兼備えた人材を育成すること、と明確に定められている。同じく学則第2条の2には学部・学科の教育目的が明確に定められている。これらの使命・目的は、創立以来の建学の精神「国際的な場で学際的な研究教育を実践し、他人のために汗を流し、一つの技術を身につけた人材の養成を目

的とする総合大学を目指す」を具体化したものとして定められている。

近年では建学の精神及び大学の使命・目的を踏まえた標語として、「他人のために汗を流し一つの技術を身につける」「地域に生きグローバルに考える」「友と出会い、友と生きる」の三つを掲げ、教育理念と位置付け、簡潔な文章化を行っている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、「地域に生きる大学」「国際交流の推進」「専門的な実学教育」「奉仕の精神を育む人間教育」「一人ひとりに目の届く教育」「豊かなスポーツライフ」の六つと定め、同じく大学院の個性・特色も「学際的分野の教育・研究」「実学教育の精神」とし、社会に明示している。

学則等に定められた使命・目的、教育目的は、学校教育法や大学設置基準などの法令に適合している。

ここ 10 年ほど、多くの学部・学科を統合、廃止、改組して、現在の医療学部、人間科学部、芸術学部にも再編しており、大学院も改組するなど、変化への対応を急速に進めてきた。短期間に改組・転換を進めたため、その成果の検証が求められるが、厳しい入学状況への積極的な対応を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的、教育目的は、理事長・学長より各種の会議や式典等で訓示され、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的を大学案内や学生便覧、「新入生ガイド」に掲載するとともに、入学式や卒業式での説明、ホームページへの掲載、大学正門の門扉に刻むなどの方法を通じて学内外に周知している。

使命・目的、教育目的は平成 22(2010)年からの長期目標、長期計画、それを実現するた

めの平成 28(2016)年からの第 2 期中期計画に具体化され、改善に努力している。また、大学、学部、学科、大学院それぞれの三つのポリシーに具体的に反映されている。使命・目的は、大学の医療学部、人間科学部、芸術学部、大学院総合学術研究科から成る構成や、東アジア文化研究所及びスポーツ科学センター等の教育・研究組織と整合し機能している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学全体及び学科ごとに定められており、学生募集要項、大学案内、ホームページ等に掲載されている。また、オープンキャンパスや学外進学説明会等を通じて直接受験生に説明も行われており、周知が図られている。アドミッションポリシーに沿って、入学者の選抜は指定校推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、AO 入試等、多種多様な方法で行われており、公正かつ妥当な方法で実施されている。入試問題については、学部、大学院ともに大学自らで作成、採点を行っている。

学生の受入れ状況は、過去 5 年間一部の学科を除いて定員未充足の状況が続いている。充足率の改善のため、アンケートやヒアリングを通じての分析結果をもとに、定員の見直し、教職員による高校訪問をはじめとした学科ごとの対策を実施するとともに、留学生の確保、広報の強化などにも積極的に取り組んでおり、今後も継続的な努力に期待したい。

【改善を要する点】

○医療学部医療工学科、健康栄養学科、人間科学部心理臨床・子ども学科、国際交流学科、芸術学部トータルビューティ学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっているので、改善策を速やかに実行に移し、改善する必要がある。

【参考意見】

○芸術学部アート・デザイン学科は収容定員充足率が低いので、定員の充足に向けた一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは、全学及び全学科・コースで教育目的を踏まえて定められており、「講義要項」に掲載されるとともにホームページ上で公開されている。教育課程はカリキュラム・ツリーとして可視化され、ディプロマポリシーとの関連も明記されている。

平成 27(2015)年度より教育改革プロジェクトの学内公募を開始し、「教採セミナー」等、各学科の特色を生かしてさまざまな教授方法の工夫・開発がなされており、組織的支援を行っている。また、教育方法の改善を進めるための組織として授業向上委員会を設置し、教学部委員会と連携して FD 活動を進めている。

各学部ともに学則及び履修細則において1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を設定し、学生にも周知している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への面談を年間複数回実施し、学生面接カードで情報の共有を図るなど、システムが整備されている。また、学生のために毎回の授業内容を記録し、学修支援に活用している。

全学的にオフィスアワー制度を実施し、学修支援及び授業支援の体制を整えている。

TA は一部の授業で採用されており、健康栄養学科では、実験・実習の補助と学修支援を行う助手が配置されている。

中途退学者対策に関しては、担任制度による対応によって個人面談を頻回に行い、面談カード及び会議で情報を共有し、保護者との連携を図って退学者を減らすための方策を講じている。「大学の学習支援・学生サービスにかかわるアンケート」、要望箱（目安箱）など学生の意見をくみ上げる仕組みが整備されており、体制改善に生かされている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーは、教育目的に基づき、全学及び全学科・コースで定められておりホームページ上でも公開されている。

単位の認定に関しては、期末試験の受験資格である授業の3分の2以上の出席条件が厳正に適用されている。また、成績評価に関しては、シラバスに成績の評価法が記載されており、授業の初めに成績評価法を含めてシラバスについての説明を行っている。加えて、成績評価結果に対する学生の異議申立てを受付ける機会を設けている。

卒業要件については、「4年以上の在学」「124単位以上の修得」を履修細則に定めており、卒業判定は学部ごとに卒業判定会議が開催され、厳正に行われている。

GPA(Grade Point Average)については、成績表に表示され、担任教員による履修指導をはじめとする教育指導において活用されており、退学勧告にも活用予定である。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職支援は就職部委員会、キャリアセンター及び担任教員が三位一体となって行っている。キャリア科目を全学部・全学科の共通科目として、1年次に「キャリア能力基礎」、2年次に「キャリア能力応用」、3年次に「キャリアプラン準備講座」、3・4年次に「キャリアプラン実践講座」と基礎から応用・実践まで段階的に学べるよう配置している。

インターンシップに関して、山口県内に多数の受入れ先を確保するとともに、県内にとどまらず、県外でのインターンシップも導入している。

また、就職相談体制ではキャリアセンター職員だけでなく、ハローワークの職員が週に一度相談コーナーを開設している。進学や国家資格の取得を目指す学生に対する支援は、各学科の担任教員による個別指導、教職課程教員が学修方法についての助言を与えている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

在学生や卒業生に対して定期的に各種アンケートが実施されている。「学修成果アンケート」では、学生が求められる能力をどれだけ身に付けられたかを、「授業評価アンケート」では、授業の速度、難易度、予習復習にかけた時間に対する学生からの評価を、卒業生に対するアンケートでは、この大学で「身に付けられた能力」「身に付けておけばよかった能力」を、それぞれ確認している。大学院でも、修了生を対象とした「学修成果アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発は着実に進められている。

また、それぞれのアンケートの結果を受けて、新たな科目の開設や授業内容の調整、教員間での情報共有、広報戦略立案への活用等、改善への対応が図られており、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて評価結果がフィードバックされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部によって学生サービス、厚生補導への対応がなされ、事務局の「学生支援室」と連携した学生部委員会により各種の学生支援が検討・実施されており、体制やシステムは充実している。特に、担任教員制による個人面談、面談記録の整備・活用、課題のある学生への対応等はきめ細かく行われている。また、大学が重視している留学生の受入れに対しては、国際交流センター、留学生サポート室、学生部が関わりながら、日本での生活のサポートや授業料免除制度等を実施している。学生生活の安定のための支援は着実に進められている。

「大学の学習支援・学生サービスにかかわるアンケート」「大学祭に関するアンケート」の実施や要望箱（目安箱）の学内設置により、学生生活全般に関する学生の意見・要望を収集・把握しており、分析・検討した上で、可能なものに対応することで活用されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学部には設置基準上の必要数を上回る教員が在職しており、大学院も設置基準上必要な研究指導教員数、研究指導補助教員数を充足している。教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が行われている。

教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする教員の資質・能力向上に対しては、全学的に取り組まれている。具体的には、授業評価アンケート、同僚による授業参観や公開授業、評価に基づく年度末特別手当、優秀授業賞の選出などがなされるとともに、FD研修会、FD講習会が開催されている。教員の高齢化が進んでいるが、現在、退職年齢を超えた専任教員数の削減策が講じられている。

教養教育実施のための体制の整備としては、「共通教育センター委員会」が定期的に教養科目の計画・実施、カリキュラム編成、時間割編成等を審議している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学の施設・設備については、総務室施設係と法人室が連携して、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理を行っている。大学の特徴的な施設として、実験・実習室では、医療学部実験実習棟、給食経営管理実習棟、芸術学部実習棟、臨床心理相談研究センター、屋内及び屋外のスポーツ施設等がある。図書館については、下関市内 4 大学での図書館相互利用協定の締結、学内蔵書検索、国立国会図書館の蔵書検索の整備などの充実が図られている。

施設・設備の安全対策として、消防設備、変電設備、空気環境測定、水質等の法定点検、防災訓練が行われており、各棟にエレベータ、スロープが整備されている。

授業を行う学生数については、演習、実験、実技、実習において適宜定員を設定し、必要に応じてクラス分けをするなど、適切な管理がなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき「学校法人東亜大学学園理事会運営要領」「学校法人東亜大学学園教学運営要領」等の諸規則を定め、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現に向けては、中・長期計画、第2期中期目標及び計画を立て、審議会の議を経て理事会で決定し、事業計画、予算編成、部局ごとの計画に具体化している。計画を更に強力に推進し、改革の成果に基づく評価向上や財政改善を期待したい。

学内諸規則は整備され、法令を遵守している。施設・設備・環境は、定期的に点検・整備され保全に努めており、「学校法人東亜大学学園セクシュアルハラスメント防止に関する規程」「東亜大学個人情報の保護に関する規程」「東亜大学公益通報者保護規程」「東亜大学防災等危機管理規程」等を制定し、定期的に防災訓練、避難訓練を行うなど人権、安全への配慮を行っている。「学校法人東亜大学学園情報公開規程」を定め、教育情報、財務情報を開示している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定を行う体制を構築するため、「学校法人東亜大学学園理事会運営要領」を定め、夏期休暇期間等を除き原則として毎月理事会を開催している。同運営要領では理事の職務分掌について定め、各理事が持つ専門性に応じて担当する業務分野を定めている。

また、IR(Institutional Research)体制の年次的な構築・強化を進めており、現在、学長がIR室長を兼務し体制整備を進め、情報分析と戦略立案を恒常的に支える組織の確立を進めている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則において学長の職務を規定し、意思決定の最終責任を学長が負うことを明確にしている。また、学校教育法の改定の趣旨を踏まえ、学長が意思決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項を規定しており、権限と責任は明確となっている。

また、全学的な重要問題を審議する機関として教職員の主要役職者で構成される審議会を置いており、ここでは経営に関わる諸事項も報告されるなど経営・教学の連携機関としても機能している。大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮するため、副学長以下、教職員の主要役職者で構成する企画運営室、企画運営室会議を置いている。毎週開催される企画運営室会議では、大学の教学全般、就職や学生募集、施設・設備から予算、将来構想などあらゆる事項を協議し、学長のリーダーシップを効果的に支える機能を果たしている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長が学長を兼務しており、また、企画運営室会議で経営・教学の情報交換が常に行われるなど、法人と大学のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。

監事は、定期的な監査、業務点検等を通じて理事業務監査、財務監査を行い、法人、大学各機関の基本運営のチェックを行っている。審議会が大学の重要問題について協議し、企画運営室会議とともに法人と大学との相互チェックと連携の機能を果たしている。

理事長・学長は、理事会及び大学の主要機関を直接統括することで強いリーダーシップを発揮するとともに、年 2 回、学長主宰の学科別会議を開催し構成員の意見をくみ上げ、また、職員も各種委員会や会議体に参画し意見を述べるなど、ボトムアップも機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的の達成のため、法人及び大学の事務組織は、「学校法人東亜大学学園事務組織規程」及び「東亜大学事務組織規程」に基づいて組織され、法人事務局と大学事務局に分かれて、業務分担・連携をとりながら学校法人全体の業務を遂行している。

業務の遂行に必要な職員として専任職員及び非常勤職員を適切に配置し業務に当たっている。

職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)研修などについては、法人事務局長と大学事務局長を中心にして組織的な取組みを実施している。職員の採用・昇任についても「学校法人東亜大学学園事務職員人事規則」に明確に規定し、運用している。

理事長が週 1 回の朝礼に参加し、経営方針、業務遂行に関わる伝達が行われ、職員に大学方針が周知される体制がとられている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

過去 5 年間の資金収支は、平成 24(2012)年度までは、単年度収支が赤字であったが、平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までの 3 年間は、黒字に転じている。また、平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの「経営改善計画」における財政の中期計画では、平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までの 3 年間の単年度収支は赤字であるが、平成 31(2019)年度以降は黒字に転換する計画である。

しかしながら、財務の現状は、債務等の金額が大きく計画的な返済の履行も必要である。安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けて、学生確保を中心にして全学体制で取組み、「経営改善計画」に沿った改善が実現することを期待する。

【改善を要する点】

○定員未充足が続く、債務も多いことから財政基盤が不安定なため、策定された「経営改善計画」に沿って入学者確保の取組みと計画的な債務返済を進め、安定した財政基盤を確立し、収支バランスを確保するよう改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

教育研究活動の具体的な計画は、中期目標及び計画に基づいて当該年度分の方針を定めて立案され、学校法人会計基準に基づいて予算編成を行い運営している。

当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算書を作成し、監事 2 人及び公認会計士による監査を受け、評議員会及び理事会で事業計画書とともに審議し決定している。

公認会計士による会計監査は年 4 回定期的に行われており、公認会計士、監事による会計監査は年間を通して適切に実施されている。

予算額と著しくかい離がある決算額の科目や当初予算計上のない年度途中での重要案件については、補正予算を編成して運営している。会計処理は、学校法人会計基準に基づき適切に処理されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年に自己点検・評価委員会が設置され、それ以降、自己点検・評価を実施し、その結果が公表されている。自己点検・評価委員会のもとには、「自己点検・評価報告書」の企画、作成等の実務を行う自己点検・評価実施委員会が組織されており、自己点検・評価の実施方法の提案や報告書の取りまとめなどを行っている。

各部局は、毎年、「自己点検・評価報告書」をもとにして、前年度の点検・評価を踏まえて、新たな課題を設定し、その実現に取組み、年度末に点検・評価を行い、次年度の新たな課題を検討している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

各部局では、収集したデータに基づいて客観的な自己点検・評価を行っている。自己点検・評価に関するデータ及び報告書は、学内サーバーで共有されている。

教学部委員会、学生部委員会、広報委員会等の部局がさまざまな調査を行い、データを収集し、分析を行っている。

毎年度自己点検・評価を実施し、その報告書は印刷されて全教職員に配付されるとともに、ホームページで公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は基本的には、部局ごとに取組まれ、審議会を兼ねる自己点検・評価委員会で報告されており、各部局で対処できない問題、あるいは全学にとって重要な問題は、企画運営室会議で検討し対処される仕組みになっている。

平成 27(2015)年度からは、「自己点検・評価報告書」の点検・評価結果及び次年度への課題等の抜粋が作成され、全学で取組むべき重要課題についての共有を図るための工夫がなされている。

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは確立され、機能性を有しており、自己点検・評価は有効なものとなっている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と地域社会への貢献

A-1 大学と地域社会との連携基盤の構築

A-1-① 地域連携ネットワークの構築

A-2 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 公開講座、展示、イベント等の取り組み

A-2-② 学部・学科による取り組み

A-2-③ その他の取り組み

【概評】

地域連携ネットワークの構築は、大学の教育理念「地域に生き、グローバルに考える」に基づき、積極的に行われている。具体的には、「下関市との連携協力に関する包括協定」「山口未来創生人材育成・定着促進事業の実施に関する協定」「下関4大学連携協定」「大学コンソーシアムやまぐち」「梅光学院大学との大学間連携協定」等が挙げられる。

複数種類の公開講座の企画・実施、大学附属図書館での企画展示、東アジア文化研究所公開講座や研究会の開催、音楽祭やコンサート等のイベントが開催され、各学部・学科においても、それぞれの特性を生かして、地域に向けた講義、講習、実習の開催、地域イベントへの参加・協力などが多数行われている。

その他、高等学校での出張講義の開催、学生・教員のボランティア組織による「子どもみらい塾」の実施、臨床心理相談研究センターによる地域住民の心理相談、国際交流センターによる留学生の地域イベントへの派遣、地域住民の文化・スポーツ活動のために大学施設を開放し、指導にも関わる「コミュニティークラブ東亜」の運営など、大学が持つ物的・人的資源が積極的に社会に提供されている。いずれの事業においても地域からの評価を得ており、実施の継続が期待されている。

大学の中期目標及び計画の中でも、次への目標が立てられていて、これらの継続・発展の意志が示されている。

基準B. 国際交流

B-1 国際交流の推進

- B-1-① 国際交流推進のための体制の確立
- B-1-② 留学生受入れに関する取り組み
- B-1-③ 国際交流活動

【概評】

国際交流推進のための体制として、国際交流センターが設置され、各種の対外的な活動の推進に当たっている。

大学が重視している留学生の受入れについては、グローバル人材の育成という教育目標を掲げ、学科・コースの設置、入試体制や入学後のケア等、留学生に配慮した運営が積極的になされている。大学の地理的条件やこれまでの受入れの経緯から、韓国からの留学生が多いが、アジア圏から広く受入れをしていくことが模索されている。受入れに対して、海外への日本人学生の派遣は少ない状況だが、短期留学をした学生からは好評を得ており、派遣についても注力することが考えられている。

国際交流活動では、教員による「東亜大学東アジア文化研究所」の設置、国際的な研究プロジェクトの実施、海外研究者の受入れ、国際的な研究会の開催など、積極的な取り組みが行われている。

